

# ねこの手だより

2024 11月号 No. 271



秋も深まり、一部の農作業を除き一段落いたしました。  
皆様には何かとご迷惑をおかけすることがあったかと思いますが、お陰様で無事支援作業を進めることができ、深く感謝申し上げます。

本年度の支援作業の割り振りにつきましては、事前に「支援予定表」をご提出いただいた皆さんを優先的に調整させていただきました。また、登録をいただいたにもかかわらず、日程の都合により支援をしていただけなかった皆様には、大変申し訳ございませんでした。また機会がございましたらよろしく願いいたします。

これからは日に日に寒くなりますが、健康に十分ご留意いただき、引続き支援作業にご協力下さるようお願いいたします。

依頼作業予定 (11月分)

| 作物   | 作業依頼内容 | 人数 | 期間・時間      | 作業場所 |
|------|--------|----|------------|------|
| ながいも | 収穫     | 1  | 11月/上～     | 片丘   |
| 白菜   | 収穫     | 5  | 11月/上(力仕事) | 洗馬   |
| ピーツ  | 収穫     | 6  | 11月/下～     | 洗馬   |
| 野菜畑  | 片付け    | 5  | 11月/上～     | 全地区  |

「令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を同封しました。  
給与が「ねこの手」だけの方は、返信封筒で令和6年11月20日(水)までにご返送いただきますようお願いいたします。

(例) その月の給与金額が50,000円の場合

- ・申告書を提出している方・・・源泉徴収税額 0円(88,000円未満まで)
- ・申請書を提出していない方・・・源泉徴収税額 1,531円  
(税率 3.063%)

※給与から上記金額が差引かれて支給されてしまいます。

※確定申告により還付される場合があります。

なお、複数から給与の支払いを受けている方については、申告書はいずれかの一ヶ所にしか提出できませんので、他の会社等に提出した方は公社への提出は不要です。

※今後は農閑期となりますので、支援作業の依頼は個別に電話連絡をお願いいたしますので、ご承知おきください。

|     |                              |   |
|-----|------------------------------|---|
| 事務局 | 一般社団法人<br>塩尻市農業公社<br>ねこの手クラブ | 0263-87-1744 FAX 0263-52-0340<br>E-mail: km60173@city.shiojiri.lg.jp<br><a href="http://www.shiojiri-agri.jp">http://www.shiojiri-agri.jp</a> |
|-----|------------------------------|---|